

第1回 吹田操車場跡地まちづくり環境再生推進会議

平成20年2月5日（火）午後2時から
大阪府庁5階 監査室

次 第

1. 開会あいさつ（吹田市 富田副市長）
2. 自己紹介
3. まちづくりの進捗状況について（説明）
4. 質疑応答
5. 今後の進め方について
6. その他

配布資料

- 【資料1】地域再生計画 吹田操車場跡地まちづくり環境再生推進会議の概要
- 【資料2】吹田操車場跡地まちづくり環境再生推進会議設置要項
- 【資料3】地域活性化計画認定書
- 【資料4】吹田操車場跡地再生計画「東部拠点環境先進まちづくりプロジェクト」
- 【資料5】新聞記事（1/29 朝日新聞）
- 【冊子】東部拠点のまちづくり計画（基本構想）

地域再生計画

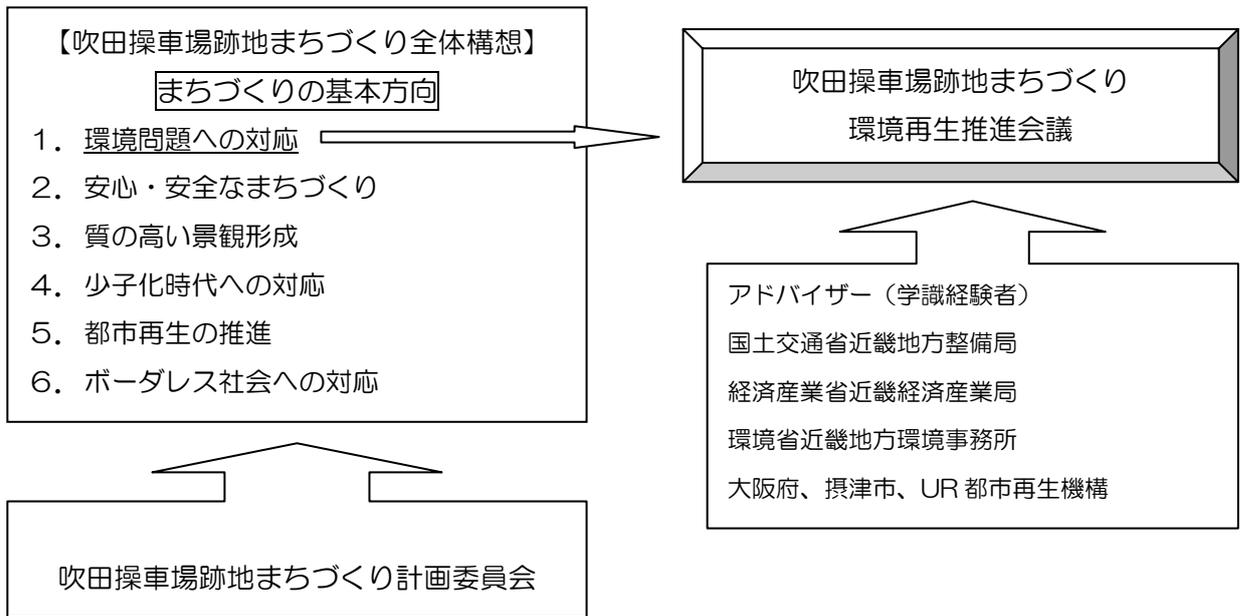
吹田操車場跡地まちづくり環境再生推進会議の概要

1. 本会議の位置付け

- ①地域再生計画に基づき設置したもの。
- ②東部拠点における脱温暖化都市モデルのあり方を検討する。

2. 計画委員会との関係

計画委員会が策定した全体構想におけるまちづくりの基本方向の1つである「環境問題への対応」を具体化するための行政を中心とした検討組織



3. 本会議に本市が期待するもの

- ① アドバイザー
脱温暖化都市モデルの実現に向けた総合的な助言
- ② 国・府等
脱温暖化都市モデルの実現に向けた支援策の提案

4. 平成 20 年度の予定

- ① 平成 19 年度
 - 2月 第1回開催
- ② 平成 20 年度
 - 6月 第2回開催 ※アイデア募集コンペ終了後
 - 年内 第3回開催 ※東部拠点のまちづくり計画（基本計画）【案】がまとまった段階
 - 年度内 第4回開催

吹田操車場跡地まちづくり環境再生推進会議設置要項

(設置)

第1条 本会は、平成19年11月22日付けで認定された吹田市の地域再生計画（吹田操車場跡地再生計画「東部拠点環境先進まちづくりプロジェクト」）で規定する特定地域プロジェクトチームとして設置する。

(名称)

第2条 本会の名称は、吹田操車場跡地まちづくり環境再生推進会議と（以下、「推進会議」という。）する。

(目的)

第3条 推進会議は、吹田操車場跡地を環境と経済の共生・統合を実現するような環境面における未来型まちづくりの実験の場に位置付け、低炭素社会の構築を進めるための脱温暖化都市モデルのあり方を検討することを目的とする。

(構成)

第4条 推進会議の委員は、別表1のとおりとする。

(アドバイザー)

第5条 推進会議は、専門的な見地からの意見を得るためにアドバイザーを置き、別表2のとおりとする。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、吹田市都市整備部東部拠点整備室に置き、事務局を統括する長を事務局長とする。

(運営)

第7条 推進会議は、事務局長が調整の上、召集する。

(その他)

第8条 この要項に定めのない事項は、推進会議にて協議し、決定する。

附 則

この要項は、平成20年1月30日から施行する。

別表 1

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長 田雑 隆昌
環境省 近畿地方環境事務所 環境対策課長 野田 好和
経済産業省 近畿経済産業局 地域経済部 地域開発室長 山本 陽一
大阪府 政策企画部 企画室 参事 春名 克俊
摂津市 都市整備部長 山脇 智
独立行政法人都市再生機構 業務ユニット 部長 佐々木 功
吹田市 都市整備部 理事 大村 秀一

別表 2

江川 直樹 (関西大学環境都市工学部 教授)
鎌苅 宏司 (大阪学院大学 経済学部 教授)

地域活性化計画認定書

吹田市長

阪口 善雄 殿

平成19年9月28日付けで申請のあった下記の地域再生計画について、同年11月22日付けで地域再生法に基づき認定する。

記

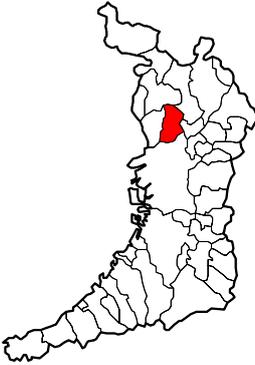
名称	吹田操車場跡地再生計画 「東部拠点環境先進まちづくりプロジェクト」(地域再生認定第10号)
----	---

内閣総理大臣

福田康夫



吹田操車場跡地再生計画 「東部拠点 環境先進まちづくりプロジェクト」

都道府県名	大阪府	
作成主体名	吹田市	
区域の範囲	吹田市の区域の一部（芝田町、天道町、片山町の一部）	

地域再生計画の概要

吹田市では、昭和 59 年に廃止された操車場跡地の開発にあたり、環境と経済の共生・統合を実現するような未来型まちづくりに取り組み、低炭素社会の構築に向けた脱温暖化都市モデルを全国に発信していく。この構想を実現するため、環境配慮型中心市街地の創出に向けた基盤整備を進めるとともに、市のまちづくり計画に沿った機能や施設の導入を図るための方策を、国、大阪府、摂津市、都市再生機構とともに検討する「特定地域プロジェクトチーム」を設置する。これにより、事業の円滑かつ総合的な推進を図る。

適用される支援措置

- ・ 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成



地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

吹田操車場跡地再生計画「東部拠点環境先進まちづくりプロジェクト」

2. 地域再生計画の作成主体の名称

吹田市

3. 地域再生計画の区域

吹田市の区域の一部(芝田町、天道町、片山町の一部)

4. 地域再生計画の目標

(1) 吹田市の現況

吹田市は、昭和 15 年(1940 年)に市制を施行して以来、昭和 30 年代の千里ニュータウンの建設、日本万国博覧会の開催(昭和 45 年)などによる鉄道網の整備や、江坂周辺をはじめとする大規模な市街地開発事業により、大阪市に隣接した利便性が高い良好な住環境を特色とする市街地が形成された。

市域には、大学(大阪大学、関西大学他)や医療機関、高度な学術研究施設(阪大医学部附属病院、歯学部附属病院、国立循環器病センター、国立民族学博物館他)など多くの知の集積が図られ、住宅都市と商業・業務都市の両面を備えた北大阪の中核的な都市に位置づけられている。

(2) 計画区域の現況

本地域再生計画区域は、第一次世界大戦の軍需等により急速に進む産業の近代化による貨物輸送量の増大に対応するため、大正 8 年(1919 年)に吹田貨物操車場として整備され、大正 12 年(1923 年)に操業を開始した。その後、当該区域は操車場として、長年利用されてきたが、貨物輸送環境の変化に伴い、昭和 59 年(1984 年)に吹田操車場は廃止された。平成 18 年(2006 年)2 月には、梅田貨物駅機能を廃止しその機能の半分を吹田操車場跡地(約 50ha)に移転する計画についての協議が整い、環境影響評価の手続きを経て、跡地の約 27ha における貨物ターミナル駅の建設事業の着手が合意された。

これに伴い、吹田摂津の両市にまたがる約 23ha(吹田市域約 15ha、摂津市域約 8ha)まちづくり可能用地が産み出され、新たなまちの誕生に向けた取組みが本格的に始動した。今後、当市は平成 23 年(2011 年)3 月のまちびらきに向けて、まちづくり計画(基本構想)の実現を図るための基盤整備及び機能や施設の導入に取り組む。

(3) 地域の課題

当該区域は、60 年以上にわたり鉄道施設として活況を呈し、地域の中核的な施設として地域に賑わいをもたらしてきた。しかし、施設機能が廃止されてからの 23 年間は、交通至便な都心の広大な用地が利用されないまま放置されてきたため、当該区域の魅力を最大限に生かすまちづくりが必要である。

新たに産み出されたまちづくり用地は、JR 京都線(東海道本線)に沿い、3 駅(千里丘、岸辺、吹田)をつなぐ形となっており京阪神の各都市に 1 時間以内でアクセスできる。また、大阪空港、関西空港、神戸空港のいずれもが 1 時間圏内にあり、恵まれたアクセシビリティと大阪市に隣接したロケーション、そして更地からのまちづくりに取り組めることにより、高い立地ポテンシャルとアドバンテージを有している。

一方、当該区域及び隣接する地域の自然環境は乏しく、今後のまちづくりにおいては、緑と水に包まれ環境に配慮したまちの創生が望まれている。また、本市は「環境世界都市すいた」構想を打ち出しており、当該区域においても、環境先進的なまちづくりの実現に取り組んでいく。

目標 環境先進まちづくり

快適性、利便性と環境先進性との共存を目指す脱温暖化都市モデルの創出にチャレンジし、環境を中心としたまちづくりにより地域の活性化を図ること、また、当該区域での取り組みが他地域に波及効果をもたらすことを目指す。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

吹田市は、吹田操車場跡地の開発にあたり、その基本構想をまちづくり計画として策定する。更地からのまちづくりという特性を生かして、当該区域において環境と経済の共生・統合を実現するような環境面における未来型まちづくりの実験の場に位置づけ、低炭素社会の構築を進めるための脱温暖化都市モデルのあり方を、地域から発信したいと考えている。

このような構想の実現に向けて、新しい形の中心市街地の創出に向けた基盤整備を進めるとともに、まちづくり計画に沿った機能や施設の導入を図るための方策を、国、大阪府、摂津市、都市再生機構、地権者が連携して検討し、民間活力を最大限活用しながら事業推進を図ろうとしている。

各省庁や大阪府、隣接する摂津市と連携し、また都市再生機構の持つ知見や各種支援策を活用し、本プロジェクトのさらなる効果的、効率的な推進を図るため、組織横断的な“ポリシーミックステーブル”を設定する必要がある。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

【C3003】地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成

(1) 「特定地域プロジェクトチーム」を設置して取り組むべき課題

5-1 で挙げた事業を推進するために、組織横断的な取組による推進体制をとり、関連する法令の調整や効果的な推進方策の検討を行なうことが課題である。

具体的には以下のとおりである。

特定地域プロジェクトチームとして「吹田操車場跡地での環境再生推進会議」を設置し、4.(3)で示した目標を達成する上で必要な検討を行う。

を円滑に行うため、分野/組織横断的なまちづくり推進ネットワークを形成する。

プロジェクトチームを構成しようとする想定メンバーは下記のとおりであり、今までの事例を踏まえたアドバイスを求めるものである。

国土交通省近畿地方整備局 環境省近畿地方環境事務所 経済産業省近畿経済産業局
大阪府 都市再生機構 摂津市 吹田市

(2) 「特定地域プロジェクトチーム」設置の必要性

当市は、4.(3)で示した目標を達成するため、国の地方支分部局、大阪府、摂津市、都市再生機構との横断的な議論の場(共通プラットフォーム)にてまちづくりに対する総合的な視点からの助言や今までのまちづくりの経験をいかしたアドバイス、プロジェクトの支援を受け、本事業の円滑かつ総合的な推進を図ることが必要である。

(3) 取り組みにより達成される成果

基盤の整備段階で環境先進性を担保できる。

最新の環境技術を織り込んだ、持続可能なまちづくりに取り組むことが可能となる。

を実現するための横断的な連携組織により、総合的な調整が可能となる。

各省等における今までのまちづくりの経験を踏まえたアドバイスを得ることで、よりよいまちづくりを行うことができる。

5-3-2 独自の取り組み

吹田操車場跡地まちづくり計画委員会設置

本委員会は関西経済界をはじめとする各界各層の専門家で構成し、吹田操車場跡地のまちづくりの方向性について協議することを目的に、平成18年11月に設置した。平成19年6月には、まちづくりの望ましいあり方を示した「吹田操車場跡地まちづくり全体構想」を策定した。

また、平成19年11月までに「吹田操車場跡地まちづくり全体構想」を踏まえ、行政の考え方と市民の意見を反映したまちづくりの基本的な方向性を行政計画として、「吹田操車場跡地まちづくり計画(基本構想)」をとりまとめる。さらに、平成20年度には、まちづくりの具体的な内容を示した「吹田操車場跡地まちづくり計画(基本計画)」をとりまとめる。

都市整備部 東部拠点整備室を設置(平成18年4月)

梅田貨物駅機能の吹田操車場跡地への移転や、吹田操車場跡地まちづくりなど、吹田操車場跡地に関する総合調整機能を果たすため、平成16年10月に設置した企画部吹田操車場跡地対策室を、都市整備部に東部拠点整備室に改組移管した。

吹田市議会に「吹田操車場等跡利用対策特別委員会」を設置(平成4年5月)

吹田操車場跡地の土地利用等を中心に、専門的な審査や調査・検討する。原則として年3回開催する。

6. 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

当該区域のまちびらき時点において、計画の目標達成度を評価する。なお、評価にあたっては、市に「吹田操車場跡地再生計画評価委員会」を設置し、4に示す目標に照らし状況を調査、評価し、公表するとともに、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし